

第 2 章

減災に向けたまちづくり

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

《現状》

- 本市は豊かな自然環境に恵まれ、平塚駅を中心に人口や産業の集積が進み、湘南地域の中核都市として発展してきました。
- 災害に強い都市基盤の整備を推進するため、都市マスタープラン等の土地利用計画や市街地の整備を進めています。
- 本市は市域全体が都市計画区域となっており、市街化区域が約45パーセント、市街化調整区域が約55パーセントとなっています。
- 昭和62年に用途地域の見直しにあわせ、また、大震法に基づく地震防災対策強化地域に指定されていることを踏まえ、災害に強いまちづくりを進めるため、防火・準防火地域を大幅に拡大変更しました。防火地域は約90ヘクタール（商業地域の全部）です。また、準防火地域は約1,858ヘクタール（第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・準住居地域及び近隣商業地域の全部、第一種中高層住居専用地域及び準工業地域の一部）となっています。

《課題》

- 災害に強いまちづくりや安心・安全なまちづくりなどを望む市民の声が高まっており、その対応が必要とされています。
- 無秩序な市街化を抑制し、密集市街地については土地区画整理事業等により都市基盤整備の推進や、地区計画制度等の活用により、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

《今後の取組みの方向》

1 災害に強いまちづくり

だれもが安心して居住することのできる、災害に強いまちづくりを目指して、「災害危険を軽減する土地利用への転換」、「災害を防御し、安全な避難を可能とする都市施設の再整備」に取り組みます。

2 開発許可制度による規制、誘導

無秩序な市街化による生活環境の悪化や災害を防止するための観点から、開発行為を行う者に対して的確な指示、指導を行うとともに、当該行為等に起因する災害の発生を防止し、又は軽減するための必要な条件を付す等、開発許可制度の厳正的確な規制、誘導を行います。

3 計画的な土地利用

土地区画整理事業や地区計画制度の導入により、災害に強い市街地整備の一層の推進を図ります。

4 都市防災の推進

「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「都市防災に関する都市計画の方針」に基づき、災害に強いまちづくりを目指すとともに、必要に応じ、神奈川県都市防災基本計画等を踏まえた都市防災基本計画づくり等を検討します。

第2節 防災空間の確保

《現状》

- 本市には公園緑地として269箇所、134.59ヘクタールを開設しています（平成24年3月31日現在）。
- 湘南海岸公園や八幡山公園等を広域避難場所として指定しています。
- 本市のほぼ中央部に位置する平塚市総合公園は、30.3ヘクタールの面積を有し、防災資機材等を備蓄する他、救援物資の受入れを行う等本市の総合防災基地としての役割を担っているほか、県の広域防災活動拠点としての役割も担っています。

《課題》

- 公園や緑地は防災上重要な役割を担っていることから、住宅密集地である市街地及びその周辺では緑地や公園の確保を図ることが必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 防災機能を考慮した公園整備
公園、緑地等を整備する際は、災害時の防災機能を考慮します。
- 2 緑地の確保
災害時の避難路を補完する緑道の整備や街路樹、グリーンベルトの整備、民有地の緑化を促進します。
- 3 中心市街地における空間の確保
特に中心市街地においては、市街地再開発事業や総合設計制度により、緊急時のオープンスペースの確保に努めます。

【関係資料】

- 3-40 広域避難場所及び指定避難道路

第3節 公共施設の安全対策、防災機能の強化

《現状》

- 現市庁舎は、昭和39年に建築されて以来40年以上を経過し、耐震診断の結果、大幅な補強工事が必要とされ、新庁舎の建設が進んでいます。
- 市内小中学校の校舎及び体育館の耐震補強は平成24年度に終了する予定となっています。
- 道路及び橋りょうは、単に交通機能のみにとどまらず、災害時には避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たす他、火災の延焼を防止する等、多様な機能を有していることから、防災に配慮した整備に努めています。
- 下水道施設については、新設管は耐震化構造にしています。
- 公共施設の非構造物（天井・照明器具等）の落下や剥離の危険性が指摘されています。
- 公共施設については、指定管理者による管理施設が増えています。

《課題》

- 災害対策の中核となる災害対策本部機能を整備・強化するため、早期の新庁舎の建設が必要です。
- 避難所においては、災害時要援護者等さまざまな避難者を考慮した施設整備が必要となっています。
- 県立高校については、大規模耐震補強が必要な校舎棟の工事は終了していますが、体育館等の耐震補強工事が必要となっています。
- 震災時においてその機能が十分確保できるような道路、橋りょうの整備に努める他、特に幅員4メートル未満の狭あい道路については、震災時の避難、救命・救助活動又は消防活動等の支障となることから、改善が必要です。
- 国県道の新設に当たっては、震災時の救援や消防活動などが円滑に実施できるよう、道路機能の強化について働きかける必要があります。
- 耐震構造になっていない下水道施設については、早期の改善が必要です。
- 公共施設の耐震化とともに、非構造物の耐震化を進めていく必要があります。
- 指定管理者による管理施設について、災害時に備えた体制の強化が必要です。
- 大規模な停電や通信・情報システムの断絶に備え、早期復旧に向けた事業者との協力関係の構築が必要です。

《今後の取組みの方向》

1 新庁舎の建設

市庁舎は災害対策活動の中核となることから、新庁舎には災害対策本部機能を備えるとともに、災害時にも自立性が確保できるように免震構造を採用し、新庁舎用非常用発電設備などを設置します。また、災害時に市役所を訪れる市民及び市内在勤在学の方々等のための情報提供の場や一時的に退避する場としての機能を備えます。

2 予備施設の確保

災害対策本部は消防庁舎に設置されますが、災害により消防庁舎に支障が生じた場合には平塚市美術館に災害対策本部を設置するため、予備施設においても災害対策本部設置を考慮して、通信等に必要な機能整備を進めます。

3 施設の整備及び点検

ユニバーサルデザイン化を進め、避難の安全性を確保するため、各種設備の定期的な点検・整備を行います。

- (1) 各施設は、次に掲げる設備等について、平常時から定期的に点検・整備を行い、必要なものは、計画的に修理、更新等を行います。
 - ア エレベーター設備等
 - イ 冷暖房設備
 - ウ 受水槽
 - エ 消防用設備等
 - オ 発電設備
 - カ 放送・通信設備
- (2) 各施設は、施設の実情に応じて、施設等の点検・整備方法や応急修理・復旧等の対策について、あらかじめ実施する項目や担当者を決めるなど、施設の応急機能の確保について定めておきます。
- 4 備品等の転倒・落下防止措置及び窓ガラス等飛散防止措置
災害時における公共施設内の利用者の安全を確保するため、備品等の転倒・落下防止措置及び窓ガラス等の飛散防止に必要な措置を行います。
 - (1) 転倒・落下防止措置
施設内のロッカー、書棚、書庫、その他備品類等について転倒防止措置を行うとともに、看板等の落下の危険がある設備についても防止措置を行います。
 - (2) 窓ガラス等飛散防止措置
窓ガラスなど地震により飛散のおそれがあるものについては、飛散防止フィルムや強化ガラスなどにより、飛散防止措置を行います。
- 5 電算機器類（コンピュータ等）の保全措置
災害時に電算機器類が使用不可能になると、日常業務や復旧業務に多大な支障を来すおそれがあることから、予備電源設備の確保、さらに機器類（ハード）の応急対応等の保全措置を行います。また、電算管理されている各種データについても、定期的にバックアップを取り、保全措置を行います。また、地震による被害から早期に復旧させるため、ICTのBCP（業務継続計画）を作成します。
- 6 重要な行政資料等安全管理体制の維持
重要な行政資料や公印等については、事務執行に支障がないよう平常時から、安全管理体制の維持を図ります。
- 7 耐震診断及び補強工事等の実施
昭和56年の建築基準法改正前の基準により建築された各公共施設について、施設の耐震化を図るため、平塚市公共建築物耐震化計画に基づいて、計画的に補強工事等の必要な措置を引き続き行います。
- 8 県立高校の耐震化
県立高校の体育館等の耐震補強工事について、県に要望していきます。
- 9 狭あい道路の改善
震災時の避難、救命・救助活動又は消防活動等を円滑に実施するために、狭あい道路整備事業の推進を図ります。
- 10 交通基盤の強化
震災時の救援や消防活動などが円滑に実施できるよう、国、県による広域幹線道路の整備にあたり、耐震性の確保など道路機能の強化について、国、県に対して要望していきます。
- 11 橋りょうの整備
既設の橋りょうについては、耐震性調査に基づく補強、改修に努めるとともに、橋りょうの新設に当たっては、耐震性に十分配慮したものとします。

12 下水道施設の設備

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震における下水道の被害を踏まえ、新設管の対応とともに既設管についても、耐震化に努めます。

13 公共施設の非構造物（天井・照明器具等）の補強

公共施設の耐震補強等の実施と並行し、公共施設の非構造物（天井・照明器具等）の落下や剥離防止等についても対策を推進します。

14 指定管理者施設の体制強化

指定管理者施設について、災害時の対応を円滑に実施するため、協定書の内容の点検・見直しを行います。

15 停電対策

大規模停電に備え、発電機や蓄電池の整備に努めるとともに、事業者との協力体制を構築します。

【関係資料】

3-36 公共施設の使用目的等

第4節 津波対策

《現状》

- 本市域の南部は4.8キロメートルに及ぶ海岸線となっており、ビーチバレー等のコートのある湘南ひらつかビーチパークでは年間を通じて利用があります。
- 国道134号は海拔が約8～10メートルあり、防潮機能を有しています。
- 津波による被害を受けやすい海岸部（国道134号以南）に、住居系の土地利用がされている箇所があります。
- 地震発生に伴う、津波関連情報発表時の体制が整備されています。
- 津波警報（津波、大津波）が発表された場合、防災行政用無線や緊急速報メール等により、情報を配信します。
- 海拔表示板を国道1号以南、避難所、相模川・金目川流域に設置し、津波に対する意識啓発と避難時の指標の役割を果たしています。
- 海岸や河口周辺においては、避難場所の表示、海浜地の津波広報板といった誘導標識等の設備の点検、整備を実施しています。
- 平成24年3月に神奈川県から津波浸水予測図が公表されました。
- JR東海道線以南を中心にし、津波浸水想定区域とバッファゾーンを含めた地域について津波避難ビルの協定締結を進めています。
- 津波ハザードマップや津波浸水モデルシミュレーションDVDを作成し、迅速な避難行動がとれるよう、津波に対する知識の啓発に活用しています。
- 津波避難ビルとして指定しているJR東海道線以南の市立学校の屋上に、フェンスを設置しています。

《課題》

- 相模川河口付近の堤防未整備付近や金目川流域の一部地域では津波の河川遡上による浸水の可能性があり、早急な堤防整備が必要です。
- 国道134号以南の新港周辺地区における防潮機能の強化が必要です。
- 津波浸水想定区域及びその周辺地区に対する、津波警報等の伝達体制の強化と意識の高揚が必要とされています。
- 津波避難ビルの協定締結による拡充が必要です。
- 一部の津波浸水想定区域については用途地域の変更等の検討が必要です。
- 津波遡上時、河川に係留されている船舶や不法工作物による堤防破壊等が懸念されます。
- 水門の適切な管理と共に、遠隔操作化の必要があります。
- 津波発生時における適切な避難対策を進める必要があります。

《今後の取組みの方向》

- 1 堤防整備の要望
相模川及び金目川における堤防整備について、管理者である国・県に対して要望します。
- 2 防潮機能の強化
新港周辺地区における津波対策として、新港における防潮堤の拡充や大浜地区土地区画整理事業により防潮機能の強化に努めます。
- 3 情報伝達体制の強化
全国瞬時警報システム（ジェイアラート）や緊急速報メール等、情報配信の自動化に向けた取組みを行います。

4 津波防災訓練の実施

津波浸水想定区域及びその周辺地区を対象に、津波情報の伝達体制の充実や津波に対する意識の高揚を図るため、津波防災訓練を実施します。

5 津波防災知識の普及、啓発

広報紙、パンフレット等の広報媒体を利用するとともに、講演会、防災訓練等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識の普及、津波対策の周知等を行います。

6 津波ハザードマップの周知

県が平成24年3月に発表した津波浸水予測図に基づく、津波ハザードマップの市民への周知や避難訓練等での活用を図ります。

7 津波避難ビルの指定拡充

津波浸水想定区域、バッファゾーンについて、引き続き津波避難ビルの協定締結を拡充します。

8 都市計画等による津波対策

一部の津波浸水想定区域について、必要に応じて都市計画等による用途地域の変更等を検討します。

9 係留船舶等対策

河川に係留されている船舶や不法工作物による浸水被害の拡大を防止するため、国・県と連携し、船舶所有者等に対し適切な管理を促進します

10 水門の管理

相模川及び金目川の水門の適切な管理体制を構築するとともに、遠隔操作化を進めます。

11 津波防災地域づくりに関する法律の推進

平成23年12月に制定された津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、県と連携した対策を進めます。

12 津波避難計画の策定

平成24年3月に公表された神奈川県津波浸水予測図を踏まえ、地域の実情を考慮の上、津波避難計画を策定します。

【関係資料】

3-41④ 津波避難ビル一覧表

13-7 津波に対する心得

第5節 急傾斜地の崩壊等による災害の予防

《現状》

- 本市における県指定急傾斜地崩壊危険区域
急傾斜地法及びその指定基準に基づき、県知事が指定した本市における急傾斜地崩壊危険区域は次のとおりです。

区域名	所在地	人家戸数	指定年月日	告示番号	避難所	備考
土屋	平塚市土屋字中里・字八面	10戸	昭和47・2・22	152	土屋小学校	3.66 ha
南金目	〃 南金目字上春日原・字和田ノ上	18戸	〃	153	東海大学	
上惣領	〃 土屋字森下	9戸	〃	154	土屋小学校	
南金目B	〃 南金目字面塚・字姥ヶ懐・字台崎	10戸	平成18・3・28	196	東海大学	
片岡	〃 片岡字宮ノ腰	11戸	平成19・2・16	55	金旭中学校	
	〃 片岡字宮ノ腰	1戸	平成24・1・20	23		
土屋東	〃 土屋字木舟・大庭	6戸	平成23・5・31	352	土屋小学校	

- 急傾斜地崩壊危険箇所
平成12年～14年度に実施した県の危険箇所調査による急傾斜地崩壊危険箇所は182箇所となっています。
- 土石流危険溪流
平成12年～14年度に実施した県の危険箇所調査による土石流危険溪流は17箇所となっています。
- 山地災害危険地区
県が平成20年3月31日に発表した山地災害危険地区は9箇所となっています。
- 説明会の開催
がけ崩れ災害による人的被害の未然防止を図るため、その危険性がある地域を対象とした指導・啓発、説明会を開催しています。
- 土砂災害対策に関する啓発
FM湘南ナパサの緊急割り込み放送や、広報紙、啓発チラシ等の配布を通じて、土砂災害対策に関する啓発を実施しています。

《課題》

- 神奈川県指定の急傾斜地崩壊危険区域においては、急傾斜地法による崩壊対策工事等とともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。）に基づく警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の許可制及び既存住宅の移転促進等の対策が必要です。
- 地震による土砂災害に備え、避難場所等の周知徹底が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 急傾斜地崩壊危険区域における予防対策
 - (1) 県指定の急傾斜地崩壊危険区域における予防対策について、県と協調して実施します。
 - (2) 地震発生直後のがけ崩れ又は余震による二次的な崖崩れによる人的被害を未然に防止する

ため、該当区域の住民に対し、「地震即避難」を周知、徹底します。

- (3) 避難を円滑に行うため、避難場所、避難経路の設定等を行うよう、関係住民及び自治会等に対し周知、徹底します。
 - (4) 急傾斜地崩壊危険区域以外の危険な場所についても必要に応じて調査等を行い、その実態把握に努めるとともに、必要に応じて、県指定の危険区域における予防対策に準じ、関係住民に対し避難に関する必要な予防措置を行います。
- 2 土地や家屋の所有者等に対する指導、啓発
 - (1) 地震発生時に崩壊の危険が予測されるような土地や家屋を所有する者に対しては、がけ崩れ等を誘発するような危険行為を行わないよう、また自ら常のがけ地を観察し危険箇所を点検することの指導、啓発を行います。
 - (2) 必要と判断される場合は、急傾斜地の崩壊危険箇所について、その所有者、管理者、占有者に対し、擁壁等の必要な防災工事を施すなどの改善措置をとることを指導します。
 - (3) 急傾斜地法は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等と関連していることから、建築基準法に基づく建築確認申請の機会等をとらえ法律遵守の啓発を行います。
 - 3 災害時要援護者関連施設に対する対策
高齢者、障がい者等の災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策について、施設管理者へ指導を行うとともに県と協力して災害防止工事を推進します。
 - 4 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定
土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定について、県と連携して推進します。

【関係資料】

- 13-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
- 13-5 土石流危険渓流一覧表
- 13-6 山地災害危険地区一覧表

第6節 ライフラインの安全対策

《現状》

- 県企業庁では、災害用に配水池を指定して、飲料水の確保をすることとしている他、主要水道設備の耐震化を進めています。
- 市は下水道施設について耐震設計による整備を進めています。
- 東京電力㈱では、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の多重ネットワーク化や設備の耐震対策等を進めています。
- 東京ガス(株)は、ガス施設の機能確保、ガス供給設備へのガス遮断装置の設置、通信設備および自家発電設備等の非常用設備の整備等の災害予防措置を推進しています。
- 液化石油ガス(LPガス)については、容器の転倒防止を徹底するとともにガス放出防止器及びS型メータ等地震防災機器の設置推進等の安全対策を進めています。
- 東日本電信電話㈱では、建物や設備等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。また、災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル「171」等を速やかに提供します。提供条件は、テレビ、ラジオ等で知らせることとしています。
- 携帯電話各社では、災害時には災害用伝言板を提供することとなっています。

《課題》

- 東日本大震災や阪神・淡路大震災では、ライフライン施設に被害が生じ、復旧に時間を要しました。よって、ライフライン施設の安全な早期復旧が必要となっています。

《今後の取組みの方向》

1 早期復旧に対する取組み

被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設の分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握に努めます。

2 施設の整備及び資機材の確保

各事業者は液状化等にも配慮した施設の耐震化を図るとともに、共同溝等の整備や応急復旧資機材の確保等に努めていきます。

第7節 液状化対策

《現状》

- 平成23年の東日本大震災では、神奈川県も含めた広範囲に液状化被害が発生しました。
- 県の被害想定では、本市域内には東海地震、南関東地震、神奈川県西部地震、神奈川県東部地震等のいずれにおいても、液状化の可能性のある箇所が想定されています。

《課題》

- 地震による液状化により、噴砂、噴泥、地盤沈下が起こり、建造物に多大な被害をもたらすことから、地盤改良や排水工法などによる液状化対策の検討が必要です。
- 大規模な建築物と違い、一般住宅では液状化の可能性のある地域の啓発や液状化対策の普及が必要です。
- 大規模建築物であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動が発生している事例が報告されていることから、今後の液状化対策の見直しが迫られています。

《今後の取組みの方向》

1 液状化対策工法の普及

液状化の可能性のある地域の啓発や液状化対策の工法として、県の「建築物の液状化対策マニュアル」や国が策定した「小規模建築物等のための液状化マップと対策工法」のマニュアルの一層の普及を図ります。

2 ハザードマップの周知

平塚市地震防災マップ（揺れやすさマップ）や「神奈川県地震被害想定—液状化危険度分布図—」等の各種ハザード情報の周知を図ります。

第 8 節 危険物施設等の安全対策

《現状》

- 本市における危険物製造所等は1,038施設（平成24年3月31日現在）あり、これらの安全管理に対する保安教育等の行政指導の強化を図り、安全の確保に努めています。

《課題》

- 危険物及び高压ガスの貯蔵・取扱施設は、取扱物質の性格上周圍に及ぼす影響が非常に大きいところから、災害防止策の強化が求められています。

《今後の取組みの方向》

1 危険物施設関係者等との連携

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく危険物の規制に関する政令、規則、告示、運用指針等による他、総務省消防庁、県安全防災局危機管理部消防課及び県下各消防本部等と連絡協調し、市内における危険物施設関係者及び危険物安全協会等との緊密な災害予防体制を整え、規制業務等の円滑な推進を図ります。

【関係資料】

- 6-3 放射性物質貯蔵・取扱所
- 6-4 毒物・劇物貯蔵取扱施設
- 6-9① 化学消防力の整備状況一覧表
- 6-9② 化学消火薬剤備蓄状況一覧表

第9節 建築物等の安全確保対策

《現状》

- 昭和56年6月に施行された「新耐震基準」の適用前の建築物について、その耐震性の向上を図るため、対象建築物の調査に基づく耐震化指導及び次の対策を行っています。
 - 1 耐震相談窓口の開設
市内における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進するため、必要に応じて耐震相談窓口を開設しています。
 - 2 耐震診断の助成
 - (1) 一般住宅の耐震診断の助成
一般住宅の耐震診断の促進を図るため、市民が負担する診断費用の一部について平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき助成を行っています。
 - (2) 公共的民間施設の耐震診断の助成等
私立保育園、幼稚園、社会福祉施設等の公共的民間施設の耐震診断の促進を図るため、県と協議を行い必要な助成等を行っています。
 - (3) 分譲マンションの耐震診断の助成等
マンションの耐震診断の促進を図るため、管理組合によるマンションの耐震化の取り組みを支援し、診断費用の一部について平塚市マンション耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき助成を行っています。
 - 3 耐震改修の助成
一般住宅の耐震改修の促進を図るため、市民が負担する改修費用の一部について平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき助成を行っています。また、平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付要綱に基づき、耐震シェルター設置費の助成を行っています。
- ブロック塀や石塀等の倒壊に対する安全対策として、ブロック塀等倒壊予防策補助制度や、緑豊かな住みよい環境づくり推進のための平塚市いけがき設置推奨制度に基づき助成を行っています。

《課題》

- 既存の一般住宅や共同住宅の耐震化の一層の強化を図っていく必要があります。
- 窓ガラスや看板類等の落下危険物の防止及び設置物の転倒防止の普及を図る必要があります。
- 地震災害時における文化財等の保護対策を図る必要があります。

《今後の取組みの方向》

- 1 建築物の耐震化の推進
住宅の耐震化を進めるため、引き続き耐震診断の実施、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、建替え等の促進に努めます。
- 2 落下危険物の防止及び設置物の転倒防止
ビル等の建築物の窓ガラスや看板類の落下防止策を図るとともに、道路に面した自動販売機等の設置物の転倒防止にも努めます。
- 3 文化財等の保全
貴重な国民的財産でもある文化財、美術工芸品等を地震災害から守るため、市は自ら所有する文化財等の保護対策を図るとともに、民間の所有者又は管理者に対しては、関係法令に

基づく措置の他、特に地震対策として耐震補強の実施や消防用設備等の充実等、次の措置を講ずるよう、必要に応じて指導、啓発を行います。

- (1) 建築物に対して文化財としての価値を失わない範囲での耐震補強
 - (2) 自動火災報知設備、防火貯水槽、消火栓、消火器具等、消防用設備等の充実
 - (3) 美術工芸品等の保存には、地震の揺れによる倒壊や破損の起こらないように、作品に対する固定や補強
 - (4) 地震災害時の被害状況の把握、消防署への通報体制等の整備
- 4 平塚市地震防災マップ（建物被害予測マップ）の周知
- 建物等の安全確保を図るため、平成24年に作成した平塚市地震防災マップ（建物被害予測マップ）の周知に努めます。

【関係資料】

- 13-11 平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱
- 13-12 平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金交付要綱
- 13-13 平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付要綱